

契約の公表基準に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務)

公共工事又は物品役務等の名称	場所	期間	契約種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国立オリンピック記念青少年総合センター屋内清掃業務 外一式 変更契約2	国立オリンピック記念青少年総合センター	R2.8.1 ~ R3.3.31	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誠 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R2.8.1	埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目14番6号 日本美装株式会社 代表取締役 野口 淳	当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。	321,338,201	-	-	-	-	-	
国立中央青少年交流の家清掃業務 変更契約3	国立中央青少年交流の家	R2.9.1 ~ R4.9.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誠 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R2.8.31	静岡県御殿場市萩原631番地の6 有限会社駿河ビル管理 取締役 上田 博和	当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。	14,237,535	-	-	-	-	-	
国立中央青少年交流の家寝具類及びシーツ等賃貸借業務 変更契約	国立中央青少年交流の家	H29.10.1 ~ R4.9.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誠 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R2.8.31	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番地12 株式会社丸八真綿 代表取締役 白井 基晴	当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。	45,026,549	-	-	-	-	-	単価契約
国立淡路青少年交流の家清掃業務 変更契約4	国立淡路青少年交流の家	R1.10.1 ~ R4.9.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誠 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R2.8.31	岡山県岡山市北区今二丁目3番27号 有限会社スマイルクリーン 代表取締役 立間 章一	当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。	9,276,795	-	-	-	-	-	
国立淡路青少年交流の家寝具類及びシーツ等賃貸借 変更契約	国立淡路青少年交流の家	H29.10.1 ~ R4.9.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誠 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R2.8.31	徳島県徳島市応神町吉成字只津37番地19 東邦セールス株式会社 代表取締役 田井 満輝	当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。	33,066,254	-	-	-	-	-	単価契約
国立夜須高原青少年自然の家清掃業務 変更契約	国立夜須高原青少年自然の家	R1.10.1 ~ R4.9.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誠 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R2.8.31	福岡県飯塚市大字柏の森600番地の2 福岡中央ビル管理協同組合 代表理事 末吉 桓章	当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。	11,836,000	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。